

特定非営利活動促進法施行条例等施行規則（平成24年3月横浜市規則第33号）新旧対照表

現行	改正後
<p>目次</p> <p>（第1章から第3章まで省略）</p> <p>第4章 雑則（第28条—<u>第32条</u>）</p> <p>（附則省略）</p> <p>（縦覧の場所等）</p> <p>第4条 （第1項省略）</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理          その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦          覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市          長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。</p> <p>（第3項から第5項まで省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>（第1章から第3章まで省略）</p> <p>第4章 雑則（第28条—<u>第33条</u>）</p> <p>（附則省略）</p> <p>（縦覧の場所等）</p> <p>第4条 （第1項省略）</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>（第1号及び第2号省略）</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理          その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦          覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市          長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に<u>掲示し、及びウェブサ          イトに掲載するものとする。</u></p> <p>（第3項から第5項まで省略）</p> <p><u>（情報通信技術を利用する方法による手続に関し必要な事項）</u></p> <p><u>第28条 条例第31条の2第1項に規定する法第74条に規定する手続を          電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する          方法により行う場合に関し必要な事項については、横浜市情報通信技          術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年2月横浜</u></p>

(電磁的記録による保存の方法)

第28条 条例第32条第2項の規定による電磁的記録の保存の方法は、次のいずれかの方法とする

- (1) 作成された電磁的記録を当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録の作成の方法)

第29条 条例第33条第2項の規定による電磁的記録の作成の方法は、当該作成に係る情報を当該作成を行う特定非営利活動法人の使用に係

市規則第20号) 第4条及び第6条から第10条までの規定の例による。

2. 条例第31条の2第2項の電子情報処理組織を使用する方法であって規則で定めるものは、法第72条第2項に規定する内閣総理大臣が整備するデータベースを使用する方法とし、当該方法により行う場合に関し必要な事項については、横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則第4条及び第6条の規定の例による。

(電磁的記録による保存の方法)

第29条 条例第32条第2項の規定による電磁的記録の保存の方法は、次のいずれかの方法とする

- (1) 作成された電磁的記録を当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録の作成の方法)

第30条 条例第33条第2項の規定による電磁的記録の作成の方法は、当該作成に係る情報を当該作成を行う特定非営利活動法人の使用に係

る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第30条 条例第34条第2項の規定による電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法は、当該事項を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

(提出書類の規格)

第31条 (本文省略)

(委任)

第32条 (本文省略)

る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第31条 条例第34条第2項の規定による電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法は、インターネットを利用する方法、当該事項を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

(提出書類の規格)

第32条 (本文省略)

(委任)

第33条 (本文省略)